

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,855,717,123

(注) 当社定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,026,216,829	5,027,163,829 (注1)	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 単元株式数は1,000株であり ます。
第一回第一種 優先株式 (注2)	155,717,123	155,717,123	—	(注3) (注4) 単元株式数は1,000株であり ます。
第二回第三種 優先株式 (注2)	800,000,000	800,000,000	—	(注5) (注6) 単元株式数は1,000株であり ます。
計	5,981,933,952	5,982,880,952	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年6月1日からこの報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ)取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成12年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ)取得比率の上限

6.098

(ニ) 当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

(2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当社が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

(二)取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ)取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数×取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が80円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を80円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ)普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ)取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成15年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ)取得比率の上限

3.311

(ニ)当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

(2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

6 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数×取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が、本優先株式1株の払込金相当額を当初の取得比率で除した額の75%に相当する額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までには議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

取締役会の決議日(平成21年1月30日)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	690	587
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類(注)1	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	690,000	587,000
新株予約権の行使時の 払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日から平成41年2月16日	同左
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき92,490円 ②資本組入額 1,000株につき46,245円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づ き割当てを受けた新株予約権について は、当社の取締役又は執行役員の地位を 喪失した日の翌日以降、本新株予約権を 行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する 場合に限る。)、吸収分割若しくは新設 分割(それぞれ当社が分割会社となる場 合に限る。)、又は株式交換若しくは株 式移転(それぞれ当社が完全子会社とな る場合に限る。)(以上を総称して以下 「組織再編行為」という。)をする場合 においては、組織再編行為の効力発生時 点において残存する本新株予約権(以下 「残存新株予約権」という。)の新株予 約権者に対し、合併後存続する株式会社 又は合併により設立する株式会社、分割 する事業に関して有する権利義務の全部 又は一部を承継する株式会社、新設分割 により設立する株式会社、当社の発行済 株式の全部を取得する株式会社及び株式 移転により設立する株式会社(以下「再 編対象会社」という。)の新株予約権を 下記の条件で交付することとする。この 場合においては、残存新株予約権は消滅 し、再編対象会社は新株予約権を新たに 発行するものとする。ただし、以下の条 件に沿って再編対象会社の新株予約権を 交付する旨を、吸収合併契約、新設合併 契約、吸収分割契約、新設分割計画、株 式交換契約又は株式移転計画において定 め、これが当社株主総会で承認された場 合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権 の数 本新株予約権者が保有する残存新 株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理 的に調整された数とし、調整により 生ずる1株未満の端数は切り捨て る。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

取締役会の決議日(平成21年6月25日)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,288	988
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類(注)1	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	1,288,000	988,000
新株予約権の行使時の 払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月11日から平成41年7月10日	同左
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき111,000円 ②資本組入額 1,000株につき 55,500円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づ き割当てを受けた新株予約権について は、当社の取締役又は執行役員の地位を 喪失した日の翌日以降、本新株予約権を 行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する 場合に限る。)、吸収分割若しくは新設 分割(それぞれ当社が分割会社となる場 合に限る。)、又は株式交換若しくは株 式移転(それぞれ当社が完全子会社とな る場合に限る。)(以上を総称して以下 「組織再編行為」という。)をする場合 においては、組織再編行為の効力発生時 点において残存する本新株予約権(以下 「残存新株予約権」という。)の新株予 約権者に対し、合併後存続する株式会社 又は合併により設立する株式会社、分割 する事業に関して有する権利義務の全部 又は一部を承継する株式会社、新設分割 により設立する株式会社、当社の発行済 株式の全部を取得する株式会社及び株式 移転により設立する株式会社(以下「再 編対象会社」という。)の新株予約権を 下記の条件で交付することとする。この 場合においては、残存新株予約権は消滅 し、再編対象会社は新株予約権を新たに 発行するものとする。ただし、以下の条 件に沿って再編対象会社の新株予約権を 交付する旨を、吸収合併契約、新設合併 契約、吸収分割契約、新設分割計画、株 式交換契約又は株式移転計画において定 め、これが当社株主総会で承認された場 合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権 の数 本新株予約権者が保有する残存新 株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理 的に調整された数とし、調整により 生ずる1株未満の端数は切り捨て る。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当て後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

取締役会の決議日(平成22年6月23日)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	2,586	2,042
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類(注)1	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	2,586,000	2,042,000
新株予約権の行使時の 払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月9日から平成42年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき71,030円 ②資本組入額 1,000株につき35,515円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づ き割当てを受けた新株予約権について は、当社の取締役又は執行役員の地位を 喪失した日の翌日以降、本新株予約権を 行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する 場合に限る。)、吸収分割若しくは新設 分割(それぞれ当社が分割会社となる場 合に限る。)、又は株式交換若しくは株 式移転(それぞれ当社が完全子会社とな る場合に限る。)(以上を総称して以下 「組織再編行為」という。)をする場合 においては、組織再編行為の効力発生時 点において残存する本新株予約権(以下 「残存新株予約権」という。)の新株予 約権者に対し、合併後存続する株式会社 又は合併により設立する株式会社、分割 する事業に関して有する権利義務の全部 又は一部を承継する株式会社、新設分割 により設立する株式会社、当社の発行済 株式の全部を取得する株式会社及び株式 移転により設立する株式会社(以下「再 編対象会社」という。)の新株予約権を 下記の条件で交付することとする。この 場合においては、残存新株予約権は消滅 し、再編対象会社は新株予約権を新たに 発行するものとする。ただし、以下の条 件に沿って再編対象会社の新株予約権を 交付する旨を、吸収合併契約、新設合併 契約、吸収分割契約、新設分割計画、株 式交換契約又は株式移転計画において定 め、これが当社株主総会で承認された場 合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権 の数 本新株予約権者が保有する残存新 株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理 的に調整された数とし、調整により 生ずる1株未満の端数は切り捨て る。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日現在)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当て後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第141期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第二回第三種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第141期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年8月4日 (注) 1	普通株式 — 優先株式 △19,434	普通株式 5,024,755 優先株式 1,080,565	—	247,231,913	—	15,367,385
平成19年9月5日 (注) 1	普通株式 — 優先株式 △48,000	普通株式 5,024,755 優先株式 1,032,565	—	247,231,913	—	15,367,385
平成20年6月30日 (注) 1	普通株式 — 優先株式 △76,848	普通株式 5,024,755 優先株式 955,717	—	247,231,913	—	15,367,385
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 2 (注) 3	普通株式 615 優先株式 —	普通株式 5,025,370 優先株式 955,717	28,440	247,260,354	28,440	15,395,825
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 2 (注) 4	普通株式 846 優先株式 —	普通株式 5,026,216 優先株式 955,717	43,343	247,303,697	43,343	15,439,169

(注) 1 発行済株式総数の減少は、優先株式の取得および消却によるものであります。

2 発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

3 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間で、平成22年5月6日に、新株予約権の行使により発行済株式総数が481千株、資本金が24,603千円、資本準備金が24,603千円それぞれ増加しております。

4 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間で、平成23年5月2日に、新株予約権の行使により発行済株式総数が947千株、資本金が40,733千円、資本準備金が40,733千円それぞれ増加しております。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	76	63	1,449	287	39	97,119	99,033	—
所有株式数(単元)	—	295,594	54,690	3,815,887	184,527	453	673,150	5,024,301	1,915,829
所有株式数の割合(%)	—	5.88	1.08	75.94	3.67	0.00	13.39	100.00	—

(注) 1 自己株式895,443株は「個人その他」に895単元、「単元未満株式の状況」に443株含まれております。

なお、自己株式895,443株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数と同じ株数であります。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

② 第一回第一種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	155,717	—	—	—	155,717	123
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 第二回第三種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	800,000	—	—	—	800,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,456,108	74.49
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	41,436	0.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	34,423	0.57
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	13,806	0.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,186	0.22
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	13,034	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,733	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,661	0.21
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	12,653	0.21
計	—	4,660,041	77.90

(注) 普通株式と優先株式を合算して記載しております。

所有議決権数別

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,456,108	74.52
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	41,436	0.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	34,423	0.57
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	13,806	0.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,186	0.22
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	13,034	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,733	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,661	0.21
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	12,653	0.21
計	—	4,660,040	77.93

- (注) 1 普通株式と優先株式を合算して記載しております。
 2 平成23年6月22日開催の第141期定時株主総会において、優先配当金の議案が可決されたため、定款の定めに基づき、同総会より第一回第一種優先株式155,717個、第二回第三種優先株式800,000個の議決権は消滅しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 895,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 (注1) 5,023,406,000	普通株式 (注1) 5,023,406	同上
	第一回第一種 優先株式 155,717,000	第一回第一種 優先株式 (注2) 155,717	優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
	第二回第三種 優先株式 800,000,000	第二回第三種 優先株式 (注2) 800,000	
単元未満株式(注3)	普通株式 1,915,829 第一回第一種 優先株式 123	—	—
発行済株式総数	5,981,933,952	—	—
総株主の議決権	—	5,979,123	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式10千株(議決権10個)が含まれております。
 2 平成23年6月22日開催の第141期定時株主総会において、優先配当金の議案が可決されたため、定款の定めに基づき、同総会より第一回第一種優先株式155,717個、第二回第三種優先株式800,000個の議決権は消滅し、無議決権株式となっております。
 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式443株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己株式) みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2番1号	895,000	—	895,000	0.01
計	—	895,000	—	895,000	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権等に関する報酬等について、平成20年6月26日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成21年1月30日(取締役会の決議日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名及び当社執行役員20名 計27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成21年6月25日(取締役会の決議日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名及び当社執行役員18名 計25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成22年6月23日(取締役会の決議日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(除く社外取締役)7名及び当社執行役員19名 計26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	41,372	3,270,520
当期間における取得自己株式(注)	2,747	194,247

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注)	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(買増請求に係る処分を行った取得自己株式)	2,218	174,245	—	—
保有自己株式数	895,443	—	898,190	—

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2 当期間における処分を行った取得自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求に係る処分を行った株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、信託銀行としての公共性を十分に認識し、財務の健全性を確保する観点から内部留保の充実に意を用いつつ、株主への利益還元を安定的に行うことを基本方針としております。

こうした方針のもと、当事業年度に係る普通株式の配当金につきましては、1株につき1円（年間）とさせていただきます。また、各種優先株式の配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業発展のための原資として活用して参ります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めておりますが、年1回の配当とさせていただきます。これらの配当の決定機関について、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

（注）当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年6月22日 定時株主総会決議	普通株式	5,025	1.00
	第一回第一種優先株式	1,012	6.50
	第二回第三種優先株式	1,200	1.50
	合計	7,237	—

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第137期	第138期	第139期	第140期	第141期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	399	263	223	143	100
最低(円)	248	140	76	74	57

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	75	79	88	90	90	92
最低(円)	65	71	74	79	80	57

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	—	黒田 則正	昭和24年7月7日生	平成14年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員営業担当役員	平成23年 6月から 1年	普通株式 13
				平成15年3月	同 常務執行役員 プロダクツユニット統括役員 兼営業担当役員		
				平成16年4月	同 常務執行役員 インターナショナルバンキン グユニット統括役員		
				平成17年4月	同 常務取締役 インターナショナルバンキン グユニット統括役員		
				平成19年4月	同 取締役副頭取		
				平成22年4月	みずほ信託銀行株式会社 顧問		
				平成22年6月	同 取締役会長(現職)		
取締役社長 (代表取締役)	—	野中 隆史	昭和27年2月17日生	平成15年3月	株式会社みずほ銀行 執行役員個人商品開発部長	平成23年 6月から 1年	普通株式 60
				平成16年4月	同 常務執行役員 個人商品開発部長		
				平成16年5月	同 常務執行役員		
				平成18年3月	同 常務取締役		
				平成19年4月	同 取締役副頭取		
				平成20年4月	みずほ信託銀行株式会社 顧問		
				平成20年6月	同 取締役社長(現職)		
取締役副社長 (代表取締役)	—	西島 信竹	昭和28年5月23日生	平成15年3月	株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員内幸町営業第四部長 兼内幸町営業第六部長	平成23年 6月から 1年	普通株式 23
				平成16年4月	株式会社みずほ銀行 執行役員個人企画部長		
				平成17年4月	同 常務執行役員		
				平成20年4月	みずほ信託銀行株式会社 副社長執行役員		
				平成20年6月	同 取締役副社長 兼副社長執行役員(現職)		
取締役副社長 (代表取締役)	—	永井 素夫	昭和29年3月4日生	平成17年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員営業第六部長	平成23年 6月から 1年	普通株式 —
				平成19年4月	同 常務執行役員グローバルポー トフォリオマネジメントユニ ット統括役員兼金融・公共法 人ビジネスユニット統括役員 兼営業担当役員		
				平成20年4月	同 常務執行役員グローバルポー トフォリオマネジメントユニ ット統括役員兼金融・公共法 人ビジネスユニット統括役員 兼グローバルオルタナティブ インベストメントユニット統 括役員兼営業担当役員		
				平成21年4月	同 常務執行役員営業担当役員		
				平成23年4月	みずほ信託銀行株式会社 副社長執行役員		
				平成23年6月	同 取締役副社長 兼副社長執行役員(現職)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	—	大井直	昭和30年7月2日生	平成15年9月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年10月 平成23年6月	みずほ信託銀行株式会社 経営企画部付参事役 資産管理サービス信託銀行株 式会社出向 同 執行役員 IT・システム統括部長 同 常務執行役員 IT・システム統括部長 同 常務執行役員 同 常務取締役兼常務執行役員 (現職)	平成23年 6月から 1年	普通株式 23
取締役	—	鳥飼重和	昭和22年3月12日生	昭和50年4月 平成2年4月 平成6年4月 平成22年6月	税理士事務所入所 弁護士登録 鳥飼経営法律事務所創設 (現 鳥飼総合法律事務所) 代表(現職) みずほ信託銀行株式会社 取締役(現職)	平成23年 6月から 1年	普通株式 —
常勤監査役	—	横山良二	昭和28年8月3日生	平成17年7月 平成19年6月 平成20年6月	みずほ信託銀行株式会社 管理部長 同 業務監査部長 同 常勤監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	普通株式 48
常勤監査役	—	奈良正哉	昭和33年12月13日生	平成17年4月 平成20年10月 平成21年4月 平成23年4月 平成23年6月	みずほ信託銀行株式会社 総合リスク管理部長 同 運用企画部長 同 執行役員運用企画部長 同 理事 同 常勤監査役(現職)	平成23年 6月から 4年	普通株式 23
常勤監査役	—	山田善則	昭和21年5月22日生	昭和44年4月 平成8年7月 平成9年4月 平成11年4月 平成12年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成20年4月 平成20年6月	安田生命保険相互会社入社 同 取締役委嘱人事教育部長 同 取締役委嘱純増推進部長 同 常務取締役委嘱 支社統括副本部長 兼純増推進部長 同 常務取締役委嘱 営業副総局長兼営業政策部長 同 常務取締役委嘱 西日本本部長 株式会社ジャパン・コンファーム 代表取締役社長 株式会社MY J 取締役(非常勤) みずほ信託銀行株式会社 常勤監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	普通株式 33

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	遠藤 健	昭和29年3月3日生	昭和51年4月 平成16年4月	安田火災海上保険株式会社入社 株式会社損害保険ジャパン 執行役員兼長野支店長	平成23年 6月から 4年	普通株式 —
				平成18年4月	同 執行役員 兼自動車営業企画部長		
				平成19年4月	同 常務執行役員 自動車営業企画部長		
				平成20年7月	同 常務執行役員		
				平成21年4月	同 常務執行役員東京本部長		
				平成22年6月	同 専務執行役員東京本部長		
				平成23年4月	同 顧問(現職)		
				平成23年4月	株式会社ジャパン保険サービス 顧問(現職)		
				平成23年6月	みずほ信託銀行株式会社 監査役(現職)		
計							

- (注) 1 取締役のうち、鳥飼重和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち、山田善則、遠藤健の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 社外取締役である鳥飼重和氏ならびに社外監査役である山田善則、遠藤健の両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の規定する独立役員であります。

- (注) 4 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会的意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図る為に執行役員制度を導入しております。
執行役員は次のとおりであります。

職名	氏名
社長	野 中 隆 史
副社長執行役員	西 島 信 竹
副社長執行役員	永 井 素 夫
常務執行役員	大 井 直
常務執行役員	広 瀬 靖 夫
常務執行役員	森 脇 朗
常務執行役員	中 北 清 貴
常務執行役員	湊 信 幸
常務執行役員	本 橋 克 宣
常務執行役員	高 橋 雄一郎
常務執行役員	安 達 義二郎
常務執行役員	酒 井 康 夫
常務執行役員	宮 下 典 夫
常務執行役員	竹 本 秀 一
常務執行役員	田 中 信 哉
執行役員	奈 倉 生 典
執行役員 業務監査部長	門 口 真 人
執行役員 運用企画部長	吉 川 正 夫
執行役員 大阪支店長	日 向 研
執行役員 名古屋支店長	谷 口 正 憲
執行役員 福岡支店長	北 嶋 信 顕
執行役員 信託総合営業第三部長	岡 山 誠
執行役員 経営企画部長	澤 和 久
執行役員 法人業務部長	村 本 真甲夫
執行役員 資金証券部長	渡 辺 伸 充

(注) 5 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
久 富 眞 志	昭和12年3月13日生	昭和34年4月	株式会社富士銀行入行	普通株式 10
		昭和63年6月	同 取締役営業企画部長	
		平成2年5月	同 常務取締役	
		平成4年5月	同 専務取締役	
		平成6年6月	帝国ビストンリング株式会社 代表取締役副社長	
		平成7年6月	同 代表取締役社長	
		平成15年6月	同 代表取締役会長	
		平成17年6月	株式会社東京精密 監査役(平成21年6月まで)	
		平成19年6月	帝国ビストンリング株式会社 相談役(現職)	

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

また、当社は、みずほグループにて制定済の行動規範である「みずほの企業行動規範」を採択しております。当該行動規範では以下の基本方針を定めております。

・社会的責任と公共的使命

日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。また、社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

・お客さま第一主義の実践

お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。また、お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得るための基盤と考えます。

・法令やルールの遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

・人権の尊重

お客さま、役員および社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

・反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

② コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制を採っております。

(取締役および取締役会)

当社の取締役会は、6名により構成し、当社の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しております。

また、社外取締役1名が業務執行から独立した立場で取締役会に加わることにより、取締役会の経営監督機能の一層の強化を図っております。

なお、社外取締役には、職務経験を通じて培った高度な専門性、および豊富な経験、幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、就任いただいております。社外取締役は、取締役会等において社外の立場から発言しております。

(監査役)

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。監査役は、それぞれが長年にわたり金融機関に勤務しており、相応の財務・会計知識を有しております。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

なお、社外監査役には、それぞれの豊富なビジネス経験および、経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただけると判断し、就任いただいております。社外監査役は、取締役会、監査役会等において専門的見地から発言しております。

(業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、各役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について総合的に審議を行っております。

<経営政策委員会>

○ポートフォリオマネジメント委員会

ポートフォリオの運営方針や、その運営に関する審議およびポートフォリオモニタリング等を行っております。

○ALM・マーケットリスク委員会

ALMに係る基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理に関する審議および実績管理等を行っております。

○IT戦略委員会

IT戦略の基本方針や、IT関連投資計画に関する審議およびIT関連投資案件の進捗管理等を行っております。

○新商品委員会

当社の商品戦略や、新商品の開発・販売および新規業務への取組みに関するビジネスプラン、各種リスクおよびコンプライアンスの評価に関する審議等を行っております。

○クレジット委員会

重要な個別与信案件、大口与信先等の年間与信方針、重要な債権管理上の措置に関する審議等を行っております。

○コンプライアンス委員会

外部の専門家(弁護士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力への対応、事故処理に関する審議等を行っております。

○オペレーショナルリスク管理委員会

オペレーショナルリスク管理の基本方針や、リスク削減のための計画の策定に関する審議およびオペレーショナルリスクのモニタリング等を行っております。

○情報管理・お客さま保護等管理委員会

情報管理・お客さま保護等管理に関する年度計画・整備改善計画や各種施策の推進状況、情報セキュリティにかかるリスク管理、個人情報保護法対応、お客さま評価・CS向上施策、情報管理・お客さま保護等管理に関する各種規程類についての審議等を行っております。

○ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議等を行っております。

○信託業務委員会

信託業務の管理態勢に係る重要な事項や、重要な個別信託受託案件に関する審議および信託業務のリスクモニタリング等を行っております。

○金融円滑化管理委員会

金融円滑化管理に係る基本方針や、各種施策の進捗状況に関する審議等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題に関する委員会を設置、必要の都度開催し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。主要な委員会は以下のとおりです。

○事業継続管理委員会

「事業継続管理の基本方針」に関わる業務運営についての方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

○人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

○障害者雇用促進委員会

障害者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

(内部監査部門等)

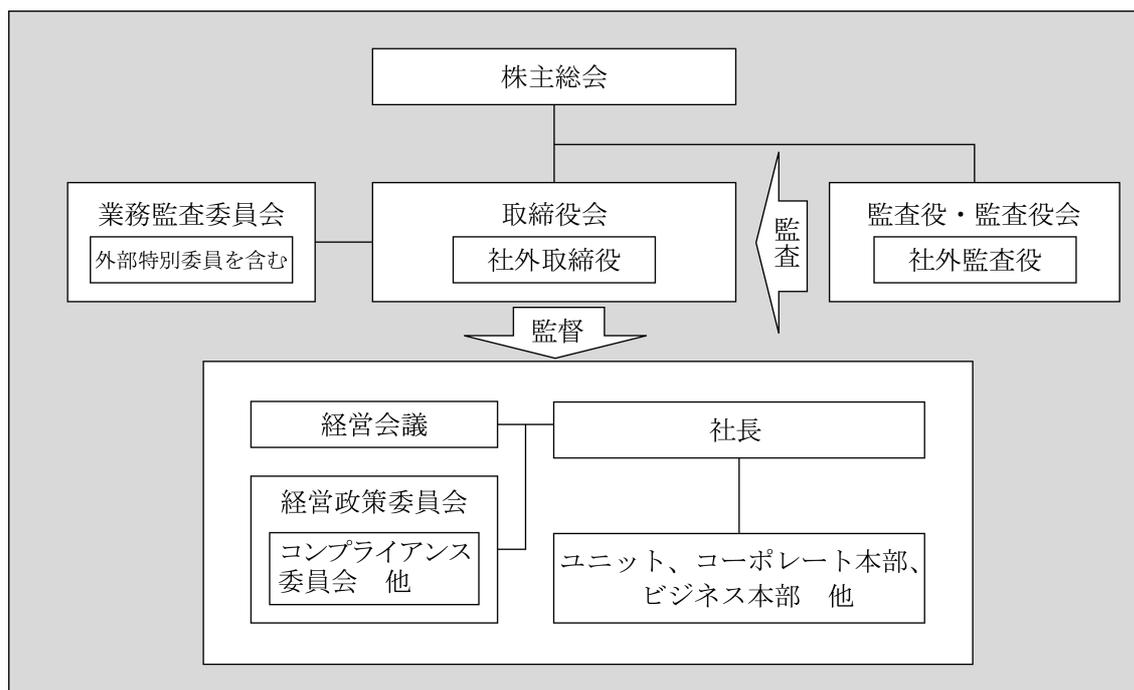
当社は、監査の独立性確保の観点から業務運営の適正性等をチェックする取締役会傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。

業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部署である業務監査部を被監査部署から分離しております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(弁護士1名)が特別委員として参加しております。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>



③ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

④ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

⑤ 自己の株式の取得の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、将来の機動的な資本政策の実施に備えるものであります。

⑥ 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑦ 株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

⑧ 内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方および整備状況)

社外取締役を含む各取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的に受けること等により、各種管理の状況を監督しております。

また、社外監査役を含む各監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告等を踏まえ、必要があると認める場合は意見を述べる等により、取締役の職務執行を監査しております。

当社では、業務運営部署における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査所管部署が業務運営部署ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当社では、情報管理の重要性に鑑み、関連規程の制定、情報管理・お客さま保護等管理委員会および担当組織の設置といった体制整備を行うとともに、研修等を通じて情報管理体制の強化を推進しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

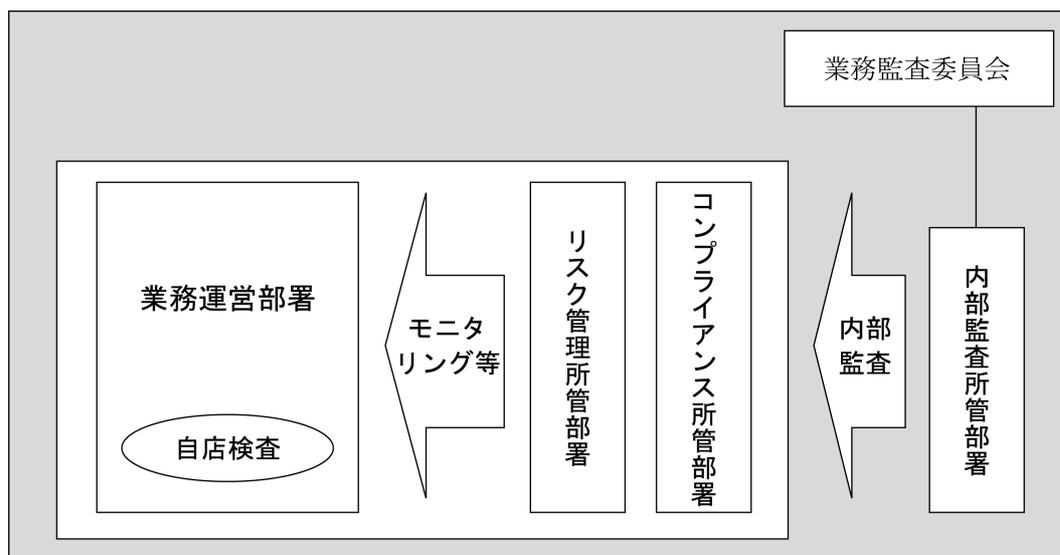
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況)

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」を重点施策として位置付けております。

また、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

< 当社の内部統制の仕組み >



(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保する体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、「コンプライアンスの基本方針」等のコンプライアンス関連規程において、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置づけ、その運営体制および「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、半期毎に実施状況をフォローアップしております。また、反社会的勢力の排除についても、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、上記コンプライアンス・プログラムにおいて、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置づけております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「コンプライアンスの基本方針」等に基づく体制を、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として決議しております。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、「情報セキュリティポリシー」等の情報管理関連規程において情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規程に基づいて実施しております。
 - ・具体的には、取締役会・経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、重要情報として保存・管理を実施しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「情報セキュリティポリシー」等に基づく体制を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として決議しております。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、「総合リスク管理の基本方針」「信託業務リスク管理に関する規程」をはじめとする各種リスク管理関連規程において、損失の危険の管理に関する体制を定めております。
 - ・具体的には、各種リスクの定義、リスク管理を行うための体制の整備と人材の育成、リスク管理体制の有効性および適切性等を定め、リスクを定性・定量的に把握するとともに、経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行っております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「総合リスク管理の基本方針」等に基づく体制を、損失の危険の管理に関する規程その他の体制として決議しております。
 - ・なお、東日本大震災については、その対応実績を踏まえ、今後、必要に応じ損失の危険の管理に関する体制の見直しを検討致します。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、「取締役会規程」「経営会議規程」「経営政策委員会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等の規程において、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会を設置し、当社全体として取締役の職務執行の効率性を確保しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として決議しております。
- 5 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、当該契約等において企業集団の業務の適正を確保する体制を定めております。
 - ・具体的には、親会社は「グループ経営管理契約」に基づき親会社が制定した「グループ経営管理規程」に基づき、当社に対する直接経営管理を実施しております。また、当社は、当社の子会社・関連会社について、親会社の基準に基づき制定した「子会社等経営管理規程」等に従い経営管理を行っております。
 - ・当社の取締役会において、上記に基づく体制を、当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として決議しております。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社は、「組織規程」において、監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項を定めております。
 - ・具体的には、監査役職務の補助に関する事項および監査役会事務局に関する事項を所管する監査役室を設置し、監査役室長が監査役の指示に従って業務を統括しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「組織規程」に規定する事項を、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項として決議しております。

- 7 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・当社は、「取締役会規程」の付則において、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項を定めております。
 - ・具体的には、監査役職務の補助使用人に係わる人事および組織変更については、事前に監査役会が指名した監査役と協議することとしております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」の付則に規定する事項を、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項として決議しております。
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社は、「取締役会規程」「経営会議規程」等において、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を定めております。
 - ・具体的には、取締役会、経営会議等への監査役の出席について規定するとともに、社長あて稟議の監査役への回覧、コンプライアンス・ホットラインの通報内容の報告、内部監査結果の報告等の体制を整備しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制として決議しております。
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、「内部監査の基本方針」等において、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、業務監査部、監査役および会計監査人が、監査機能の有効性・効率性を高めるために、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、相互に連携しております。
 - ・当社の取締役会において、上記の「内部監査の基本方針」等に基づく体制を、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として決議しております。

⑨ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当社は、内部監査のための組織として、業務監査部(専任スタッフ36名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当社の内部監査を実施しております。

内部監査の結果については、業務監査部担当役員が定期的および必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等から事業の報告を聴取するとともに、重要書類の閲覧、本部・営業部店等の往査等を実施することにより、業務および財産の状況調査を行い、取締役の職務執行を監査しております。

また、総合的な監査機能の有効性を高めるために、業務監査部との間で定期的(原則3ヶ月に1回)かつ必要に応じて会合を持ち、意見・情報交換を行うことにより相互の連係・協力を図っており、相互に監査結果を共有し、監査の実効性の向上等を図っております。さらに会計監査人との間で定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連係強化に努めております。

また、会計監査人は、会計監査の観点から、コンプライアンス所管部署・リスク所管部署等と必要に応じて意見交換しております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、菅原和信、藤井義博、久保暢子の計3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士補1名、その他22名であります。

⑩ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、特に利害関係はございません。

⑪ 社外取締役・社外監査役との責任限定契約

定款の定めに基づき、当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2千万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役及び社外監査役と締結しております。

⑫ 種類株式の議決権

第一種及び第三種から第六種までの優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。」と定款に規定されております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関して普通株式に優先する一方で、議決権に関してこれを制限する内容となっております。なお、当社が発行している優先株式は、第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式であり、第四種から第六種までの優先株式は発行しておりません。

⑬ 役員の報酬等の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				
			(a)基本報酬	(b)ストック オプション 報酬	(c)役員賞与	(d)役員退職 慰労金	(e)その他
取締役 (除く社外取締役)	8	293	221	70	—	—	1
監査役 (除く社外監査役)	2	42	42	—	—	—	0
社外役員	4	36	35	—	—	—	0

(注) 1 基本報酬には、固定的な報酬として支給する月額報酬の合計額を記載しております。

2 スtockオプション報酬には、当事業年度に付与された株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関する報酬額を記載しております。なお、当社は平成20年6月に役員退職慰労金制度を廃止しております。

3 表中の(a)~(d)以外の報酬等につきましては、(e)その他に記載しております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者がおりませんので、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針等

みずほグループは、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、良質で安定的な収益の確保と、企業価値の更なる向上に努めてまいりました。また、みずほグループは、お客さま第一主義を実践し、グローバルな総合金融グループとして、常に最高のサービスを提供することにより、「最も信頼される金融機関」を目指しております。

当社の役員報酬につきましては、当社の中長期的な業績、同業を含む他社の事例に加え、経済や社会の情勢等も踏まえたうえで、みずほグループの一員として上記を実現していくために役員が果たすべき役割・責任に応じて、適切な水準にすることを基本方針としております。

さらに、報酬制度の設計にあたっては、過度なリスクテイクを抑制することを旨とし、役員報酬体系とみずほグループが目指すべき姿との整合性を高めております。

これらの方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

なお、上記の方針に基づき、当社の取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、業務執行の状況・貢献度等を基準として取締役会において決議しております。当社の監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、監査役としての活動状況等を基準として監査役の協議により決定しております。

⑭ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

当社の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は664銘柄、その貸借対照表計上額は202,157百万円であります。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額又は期末時価及び保有目的

(前事業年度)

当社が純投資目的以外の目的で保有する投資株式（みなし保有株式および非上場株式を除く）のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キヤノン株式会社	6,000,000	24,305	発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の強化を図るもの。
シャープ株式会社	10,732,000	11,640	
大日本印刷株式会社	4,800,000	5,832	
丸紅株式会社	10,000,000	5,592	
テルモ株式会社	1,026,000	5,122	
北海道電力株式会社	2,558,600	4,544	
日本精工株式会社	6,000,000	4,139	
株式会社神戸製鋼所	22,000,000	4,027	
東武鉄道株式会社	6,000,000	3,000	
ライオン株式会社	6,189,000	2,824	

(当事業年度)

当社が純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち、当事業年度の貸借対照表計上額及び期末時価の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キヤノン株式会社	4,517,480	16,698	発行会社の要請に 応え、かつ発行会社との 取引関係の強化を図る もの。
シャープ株式会社	10,732,000	8,518	
丸紅株式会社	10,000,000	5,885	
第一生命保険株式会社	40,000	5,437	
大日本印刷株式会社	4,800,000	4,821	
株式会社神戸製鋼所	22,000,000	4,614	
テルモ株式会社	1,026,000	4,465	
北海道電力株式会社	2,558,600	4,353	
日本精工株式会社	6,000,000	4,343	
J Xホールディングス株式会社	5,854,900	3,265	
イオンモール株式会社	1,439,200	2,756	
ライオン株式会社	6,189,000	2,611	
大成建設株式会社	12,766,000	2,547	
ヤマトホールディングス株式会社	1,907,000	2,397	
小田急電鉄株式会社	3,118,950	2,243	
日清食品ホールディングス株式会社	761,000	2,216	
NK S Jホールディングス株式会社	3,789,000	2,144	
株式会社アシックス	1,939,000	2,117	
東武鉄道株式会社	6,000,000	2,075	
富士電機株式会社	7,991,000	2,013	
花王株式会社	950,000	2,002	
株式会社淀川製鋼所	5,470,000	1,977	
昭和電工株式会社	11,373,000	1,877	
電源開発株式会社	715,840	1,810	
イオン株式会社	1,500,000	1,440	
サッポロホールディングス株式会社	4,162,000	1,402	

みなし保有株式

銘柄	株式数	期末時価 (百万円)	保有目的
キヤノン株式会社	3,592,500	13,004	退職給付信託運用のう ち、議決権の行使を指 図する権限のあるも の。
第一三共株式会社	4,995,290	8,022	
株式会社村田製作所	1,087,000	6,511	
京浜急行電鉄株式会社	8,432,000	5,050	
株式会社山武	2,315,625	4,719	
サッポロホールディングス株式会社	12,212,000	3,785	
イオン株式会社	3,882,000	3,742	

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益該当ありません。
- ニ 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当ありません。
- ホ 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	131	60	130	56
連結子会社	19	—	17	—
計	150	60	147	56

(注) 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、米国公認会計士協会監査基準第70号に定める合理的保証を提供する業務等であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、米国公認会計士協会監査基準第70号に定める合理的保証を提供する業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。